

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年6月30日

【会社名】 株式会社中村屋

【英訳名】 NAKAMURAYA CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 鈴木 達也

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿三丁目26番13号

【電話番号】 03(5325)2700

【事務連絡者氏名】 執行役員 弘中 雅裕

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿六丁目24番1号 西新宿三井ビルディング

【電話番号】 03(5325)2700

【事務連絡者氏名】 執行役員 弘中 雅裕

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
東京都中央区日本橋兜町2番1号

1【提出理由】

当社は、2023年6月30日開催の第102回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2023年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 配当財産の種類

金銭

ロ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 50円 総額 298,013,400円

ハ 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

取締役の責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更する。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、鈴木達也、島田裕之、伊賀義晃、鍵山敏彦、中山弘子、藤本聡の6名を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、小川直樹を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、橋本克紀を選任する。

第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

2020年6月26日開催の第99回定時株主総会の決議によって買収防衛策の継続を決議し、その有効期限が本総会の終結の時までとなり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上させるための取組みのひとつとして、その在り方について引き続き検討した結果、基本的なスキームを変更することなく、2026年6月30日までに開催予定の当社第105回定時株主総会終結の時までを有効期限として継続する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%) |
|-------|------------|------------|------------|------|----------------------------|
| 第1号議案 | 46,218 | 252 | 0 | (注)1 | 可決 (98.44) |
| 第2号議案 | 46,291 | 179 | 0 | (注)2 | 可決 (98.59) |
| 第3号議案 | | | | | |
| 鈴木 達也 | 39,962 | 6,508 | 0 | | 可決 (85.11) |
| 島田 裕之 | 45,122 | 1,348 | 0 | | 可決 (96.10) |
| 伊賀 義晃 | 42,075 | 4,395 | 0 | (注)3 | 可決 (89.61) |
| 鍵山 敏彦 | 46,147 | 323 | 0 | | 可決 (98.29) |

| | | | | | |
|-------|--------|-------|---|------|------------|
| 中山 弘子 | 42,173 | 4,297 | 0 | | 可決 (89.82) |
| 藤本 聡 | 45,833 | 637 | 0 | | 可決 (97.62) |
| 第4号議案 | | | | (注)3 | |
| 小川 直樹 | 46,307 | 163 | 0 | | 可決 (98.63) |
| 第5号議案 | | | | (注)3 | |
| 橋本 克紀 | 46,221 | 249 | 0 | | 可決 (98.44) |
| 第6号議案 | 39,525 | 6,945 | 0 | (注)1 | 可決 (84.18) |

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から、各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。